

# 専門家の協働によるチーム支援の在り方

## 教育相談センター チーム支援研究ユニット

坪田 亮二 荒木 直則

澤田 聡恵 吉田 美穂

教育相談センターに教員、心の専門家、福祉の専門家からなる教育相談の「チーム学校」モデルをつくった。「チーム学校」モデルでは、これらの専門家の意見を集約することで、教員のみでは解決が難しかった複雑な背景、要因をもった子どもの不適応の理解が進んだ。また、チームで対応することで、多様な支援の方法が考えられた。このような教育相談体制をつくる上で、教育相談活動を効率的に進めることも同時に求められる。会議の進め方や情報管理の仕方を工夫することで効率性を上げることが可能である。加えて、当センターでは学校危機に対応するための緊急支援体制を整えている。マニュアルの作成や派遣事例のまとめを行った。

**〈キーワード〉 チーム学校、外部人材、教育相談コーディネーター、情報管理、学校危機**

## I はじめに

平成29年1月、教育相談等に関する調査研究協力者会議の「児童生徒の教育相談の充実について ～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）」を受けて、各関係機関で今後の教育相談体制の在り方の検討が始まっている。

福井県教育総合研究所教育相談センターにおいても、平成29年度より学校サポートチームが設置された。これは、教員、心の専門家、福祉の専門家で構成されるチームである。これにより、従来の教員のみによる教育相談体制から、臨床心理士や社会福祉士などの資格を持つ人材を組み入れた相談体制に大きく様変わりをした。当センターでは、これらの専門家と協働しながら教育相談活動を行うことで、教育相談における「チーム学校」を機能させるための学校の教育相談体制づくりに資するユニット研究「専門家の協働によるチーム支援の在り方」を立ち上げた。

スクールカウンセラー（以後、「SC」と略す。）、スクールソーシャルワーカー（以後、「SSW」と略す。）などの外部人材を活用した学校における教育相談が、「チーム学校」の一つの在り方として注目されるようになった。ただ、「チーム学校」の考え方が導入される議論の中に「学校現場における業務の適正化」という観点がある。そのため教員の業務のなかで負担感が強いものをアウトソーシング（外部に委託）するために外部人材を活用するという考え方に流れやすい。しかし、気がかりな児童・生徒への対応は教員の本来の業務である。単純なアウトソーシングではなく、教員と外部人材との緊密な連携が必要である。

これまでの学校風土は、教員という同質の集団によって培われてきたものである。同じ価値観と方向性を共有している集団は、「学力向上」であるとか、「大会優勝」などのような全体をまとめることで結果を出すことができる目標に対しては、一定のパフォーマンスを発揮することが可能である。一方、「いじめを撲滅」とか、「不登校ゼロ」という目標には成果を出すことが困難である。毎年の問題行動調査の結果からも、「いじめ・不登校」は増加傾向である。

社会の変化に伴い「いじめ・不登校」の背景や要因は複雑化している。教員という同質集団では対応が難しいという現実があるならば、教員以外の異質なメンバーを加えたチームによって、いじめや不登校の対応をすることが一つの方法として提案されている。しかし、ただ単純に教育委員会が学校にSCやSSWを配置すればいろいろな問題や課題が解決するというものでもない。SCやSSWが教員と協働してチームワークを発揮し、問題を抱えた子どもへの支援に当たる必要がある。

## II 研究の目標

### 1 チームで機能するための教育相談体制

#### (1) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの機能的な活用

本県には、平成29年度にSCが80名、SSWが20名配置されている。SCは、配置の中学校に週1回6時間程度で勤務している人が多い。小学校にはさらに少ない時間数しか配置されていない。SSWは、学校から市町教育委員会への要請で派遣されているので、学校に定期的に勤務していない。また、SCと比べても、勤務時間はさらに少ない。高校では、定時制、通信制にはSC、SSWが配置されているが、全日制には配置がない。

小・中学校からは、配置のSC、SSWの勤務時間を増やしてほしいという声が多い。特に、面談や家庭訪問とその記録に勤務時間の大半を当ててしまうので、教員との情報交換の時間がとれないことが多く、「チーム学校」として機能できないことがある。限られた勤務時間の中でチームとしてのパフォーマンスを上げるための教育相談体制の構築が必要である。

#### (2) 教育相談コーディネーターの役割

教育相談コーディネーターについては、「児童生徒の教育相談の充実について（通知）」（文部科学省、平成29年2月）の中で、「学校内に、児童生徒の状況や学校外の関係機関との役割分担、SCやSSWの役割を十分に理解し、初動段階でのアセスメントや関係者への情報伝達等を行う教育相談コーディネーター役の教職員が必要であり、教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制を構築する必要がある」ことが通知されている。

しかし、現在のところ、このことが学校現場に浸透し、教育相談コーディネーターが十分機能しているとは言いがたい。「チーム学校」の要となる教育相談コーディネーターの役割を具体的にし、学校における教育相談の中心的な役割を担うよう、養成していく必要がある。

#### (3) 効率的なケース会議のもち方

当センターでは学校のケース会議(事例検討会)に助言者として参加することが多くなってきている。学校のケース会議への参加回数は、平成26年度 23回、平成27年度 93回、平成28年度 140回、平成29年度 256回(1月末現在)となっている。学校からのケース会議への支援ニーズが急増しているが、支援内容は、心理的なアセスメントや学校以外の関係機関とをつなぐソーシャルワークの助言などである。しかし、現在行われているケース会議には様々な点で課題がある。例えば、①チームでの体制づくりが遅れ、早期対応ができず、タイミングを逸した会議になっていること、②支援に必要なメンバーがあつまっていないこと、または、不必要な人も参加して機動性が失われてしまうこと、③ケースについての情報収集が十分ではなく、適切なアセスメントができないこと、④個別のケースのアセスメントに基づかない、これまでの教員の経験則だけに依拠した手立てになってしまうこと、⑤アセスメントの統一が不十分なままで、様々な手立てが乱立してチームとしての意思統一ができなくなること、⑥外部の専門家の意見を全く無視したり、逆に尊重しすぎたりして、適切なプランニングができないこと、⑦継続的な支援をしていくなかでも、ケース会議が単発に終わっていて、支援者の変化に伴い、支援の方法が柔軟に変えていけないこと、などである。「チーム学校」としての効率的なケース会議とは何かについて、検討する必要がある。

#### (4) チーム内の情報の共有の在り方

ケースに関わる児童・生徒の情報は、出欠、保健室利用、担任の記録など様々な形で記録・保存されている。関係する教員それぞれがバラバラに情報を持っている場合、SC、SSWがチームとして活動する時に、情報収集から始めなければならず、迅速な対応ができない場合がある。学校内において情報の一元化が課題となっている。

また、保護者にとっては、教員などの利害関係者と異なり、安心していろいろな悩みを話せるSCやSSW

は有り難い存在である。SCやSSWの外部性のメリットである。SCやSSWは、その外部性のために知り得た情報を学校には知らせないでほしいという要望があれば、学校に伝えることができない。守秘義務を果たすことは、SC、SSWの倫理規定にある。しかし、すべての情報を守秘義務の対象にしてしまうと、問題となっているケースを理解できないままになる。どのような形にすれば、チーム内で共有できる共同守秘義務の範疇に入るのかを検討する必要がある。

収集された情報については、個人情報の保護の観点から厳重な保管が必要であるが、ある一定の期間が過ぎれば、廃棄、消去する必要がある。情報管理についてのルールを明確化することも必要である。

## 2 学校危機に対応するため緊急サポートチーム

### (1) 緊急対応マニュアルの作成

児童・生徒の生命に関わる事件、事故や災害等で学校関係者に多数の被害が出た場合に、こころのケア等のサポートが必要である。前述の通り、学校サポートチームが当センターに設置されたが、その役割の一つに学校危機への緊急対応がある。そのため、今後、想定される学校危機に対する緊急対応マニュアルの作成が必要である。また、迅速、適切な対応をするために、マニュアルに沿ったチームメンバーの訓練を行うことも必要である。

### (2) 緊急サポートチーム派遣の事例の作成

本年度からはじまった学校サポートチームの派遣事例を記録することで、今後の活動に生かし、その都度、マニュアルの見直しを行いたい。

## III 研究の方法

### 1 チームで機能するための教育相談体制

#### (1) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの機能的な活用

当センターの教育相談体制は、平成28年度には教育相談部員（教員）6名から構成されていた。平成29年度には、教員7名、技術職（心理）1名、SC2名、SSW5名（SC、SSWは、週2日勤務の非常勤）になり、大幅に体制を変え、「チーム学校」のモデルとして教育相談活動を実際に行うことになった。当センターへの来所相談、所内ケースカンファレンス（相談会議）、学校への支援会議への参加などを、教員と外部の専門家が協働で行うことにより、従来の教員のみでの相談内容と本年度の相談の手順や内容を比較する。具体的には①初回面談の聞き取り内容、②見立ての内容、③手立ての内容、④最終結率などである。これらの検証により、SC、SSWを加えた「チーム学校」の教育相談体制が学校において有効に機能することを明らかにする。

#### (2) 教育相談コーディネーターの役割

当センターの所員（教員）は、「チーム学校」モデルの教育相談コーディネーターの役割を担う。「チーム学校」をコーディネートするために、①情報収集、②初動段階でのアセスメント、③ケース会議のファシリテーション、④相談経過の把握と連携の促進、⑤情報管理などの役割を担う必要がある。SC、SSWとの協働をするなかで、相談プロセスの段階ごとに必要な役割を明確化していく。

#### (3) 効率的なケース会議の持ち方

外部の専門家を入れたケース会議の場合、場所や時間などの物理的な制約がある。また、各専門家のチームであるため、異なる意見が出ることを前提にして、どのように意見をすりあわせていくかが問題である。さらに、チーム内でまとまった意見をどのように相談プロセスの中に落としこむことができるかも問題である。カンファレンス（話し合い）の中で実践的に有効な方法を検証する。

#### (4) チーム内の情報の共有の在り方

センター内のケースの情報については、これまで各相談担当者が個人のファイルで管理してきた。チ

ームで相談に対応していくにあたって、チーム内で情報を共有するためにファイルを共有化することが必要である。そのために、どのような情報のフォーマットが効率的であるか検討する。

また、クライアント（相談を受けに来た人）からの情報について、どのような内容が相談者の守秘義務の範疇なのか、どこまでをチーム内の共同守秘義務の範疇にするのかについて明確に基準を検討する。

チーム内で複数のメンバーで情報を管理する場合、個人情報を守るために廃棄や消去についても明確に規定しておかなければならない。情報管理のルールを検討する。

## 2 学校危機に対応するための緊急サポートチーム

### (1) 危機支援マニュアルの作成

危機支援マニュアルの作成は、技術職（心理）、SCが中心となっていく。これまでに公表されている危機支援マニュアルの情報収集から始め、文部科学省が公表している「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」、埼玉県立総合教育センターが公表している「学校における緊急支援体制の確立～心的ケアの観点から～」、福岡県臨床心理士会が公表している「学校コミュニティへの緊急支援の手引き」を読み込みながら、当センターのマニュアルの作成と分析、研究を行う。

マニュアルの原案を作成し、緊急時の連絡方法、チーム支援のメンバーの選任方法、介入時の具体的な動きについてシミュレーションし、マニュアルに従って迅速、適切に行動をできるかを検証する。

### (2) 緊急サポートチーム派遣の事例の作成

衝撃度、支援ニーズなどで分類し、それに応じた対応が適切であったか検討する。学校危機の衝撃度レベルとは、全国CRT標準化委員会が策定した指標である。レベルは[大規模 VI]から[小規模以下 I]までで分類される。例えば、[中規模 III強]のレベルは、「学校管理下で、校内で子どもが自殺、複数の子どもが目撃している」というような事故が該当する。[小規模 II]のレベルは、「学校管理下ではない子どもの自死事件」や「学校管理下で、子どもの登校中の交通事故死」などが該当する。この委員会では、[小規模 III～IV]に対しては危機対応チームの派遣が適当であるレベルで、[小規模 II]に対しては危機対応チームの派遣を検討するレベルであると定めている。

## IV 研究の内容等

### 1 チームで機能するための教育相談体制

#### (1) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの機能的な活用

##### ① 初回面談の聞き取り内容

主訴が不登校などの不適応である場合の初回面談では、保護者と90分程度かけて不登校の状態や要因を聞き取っていく。教員が聞き取りをする場合、欠席の理由や学校で起きた不登校になるきっかけなどがほとんどであるが、SCやSSWが聞き取る場合は、このような現在の状況や直接的な原因だけでなく、心理的、環境的な状態、原因までも予断なく聞き取っていく。基本的な聞き取りの項目を次に挙げる。

a	基本情報	氏名、年齢、生年月日、住所、連絡先、学校、学年組、身長、体重、健康状態
b	本人	主訴、身体表現性症状、発達障害、精神疾患、その他の疾患の有無 食欲、睡眠の状態、ストレスの状況、情緒の安定の程度、幼少期の様子 行動特性、興味関心、コミュニケーション能力、社会性、友人関係、異性関係 過去の出来事についての思い、現在の思い、将来への思い、家族への思い 学習能力、学習態度、学力、進路についての希望
c	家族	家族構成、家族の氏名、年齢、職業、学校、健康状態、経済状況、土地・住居の状況

	本人と家族との関係（母子、父子、兄弟姉妹と本人、祖父母と本人など）
	家族の不登校についての理解度、発達などの障害への理解度
	学校や関係教員への信頼度、学校への思い
	直系家族の精神疾患、障害など
d 相談経緯	紹介者（学校、他機関、インターネットなど）
e 学校	欠席日数、学校における直接の不登校のきっかけ、登校時の様子 担任、教育相談担当、関係教員との関わり、指導の様子 友人関係、友人とのトラブル、いじめの有無
d 関係機関	学校以外の機関とのつながり（市役所、児童相談所、警察署、医療機関など）

なお、クライアントと相談者の信頼関係が結びにくい場合には、聴取できないことがある。また、すべての聞き取り内容に対して、本人や保護者にも分からないことが多い。その場合には、不明であることも有意な情報となる。

聞き取る人については、傾聴の基本的なスキルがあれば可能で、必ずしもSC、SSWである必要はない。むしろ、ほぼ学校に常駐している教育相談コーディネーターの方が、クライアントの都合にある程度合わせることができる。

これらの情報と合わせて、本人自身や学校などの関係者にさらに聞き取りを行うことがある。このような情報が、チームで行う場合の見立てや手立ての有力な根拠となる。

## ② 見立ての内容

見立てとは、不適応の状況や要因を明らかにすることである。教員単独で見立てる場合には、直接的な原因のみに着目してしまうことが多い。例えば、友人とトラブルを起こしたことがきっかけで不登校になった場合、そこだけに着目すると、友人との関係を修復したのになぜ学校に復帰できないのだろうと、解決策が暗礁に乗り上げてしまう場合がある。聞き取りの段階で、本人に発達障害による対人関係不安があるとか、過去のいじめによるストレス障害があるとか、親の過干渉によるプレッシャーが強いなどの情報があれば、複数の要因の一つ一つを丁寧にケアしていかなければ学校復帰が難しいことは予測可能である。不登校には複雑な要因が絡み合っている場合が多く、SCやSSWを含めてチームによる複眼的な見立てが必要になっている。

## ③ 手立ての内容

見立ては「どうしてできていないか」を考えることであるが、手立てとは、「なにができるか」を考えていくことである。本人の「できないこと」を排除していけば、「できそうなこと」が見えてくる。長期的な目標を定め、それに向かってスモールステップでいくつかの短期目標を設定する。

教員の場合、長期的な目標は「学校復帰」であるとか、「進路決定」である場合が多い。しかし、外部の専門家の場合には、必ずしもそれらが目標とならない。場合によっては、学校復帰が困難な状況であるとアセスメントした場合には、「社会的な自立」を目標とすることがある。

次に、短期目標を考える場合には、いくつかの細かい目標とそれぞれに支援の方法が考えられる。そのためには、チームでの対応が必要である。また、それらの進捗状況を一括管理して、情報共有を促進するコーディネーターが必要で、それぞれの支援がうまくいっているかどうかをチームで評価していくことが必要である。手立てが本人にとっては予想以上に強い登校刺激になっていることもある。評価次第では、見立ての変更、手立ての変更が必要になることもある。評価の規準はSCの意見などが参考になる。例えば、身体表現性症状が現れることや、睡眠の状態などが指標として考えられることが多い。なお、学校外の関係機関に支援の要請をする場合には、SSWが有効に機能することが多い。

## ④ 終結率（図1を参照）

当センターでは、年度末に相談結果の判定を、「終結」、「中止」、「継続」の3類型で行っている。

課題となった短期目標を達成した場合、または、相談が「中止」している状態で1年以上相談がなかった場合、ケースは「終結」と判断している。目標が達成せず、来年度に相談活動が引き継がれる場合には、「継続」となる。また、諸事情により相談活動が中断されている場合には、「中止」となる。

「重篤」なケースとは、①3か月以上不登校が継続しているもの、②不適応の要因に「いじめ」が含まれるもの、③当センターへの来所面談が10回以上のもの、のいずれかに該当するものである。全ケース中、重篤件数の割合を「重篤率」、「終結」したケースの割合を「終結率」とする。

重篤なケースは、年々増加しており、平成27年度 23.9%、平成28年度 27.0%で、平成29年度には、57.2%（2月末現在）と急増した。重篤なケースは不適応の要因が複数あり、解決が難しいため、例年、終結率が1割程度に止まっていた。平成29年度から始まった学校サポートチームでの対応の結果、重篤なケースの終結率は48.1%で、大幅に向上した。チームによる教育相談が有効に機能するかどうか、今後の重篤ケースの終結率の経年変化を検証していきたい。

相談結果のまとめ

	H27年度末					H28年度末					H29年度2月末現在				
	登録計	継続	中止	終結	終結率	登録計	継続	中止	終結	終結率	登録計	継続	中止	終結	終結率
① 重篤件数※1	51	35	10	6	11.8%	75	44	21	10	13.3%	158	60	22	76	48.1%
② ①以外のもの	162	55	40	67	41.4%	203	28	32	143	70.4%	118	51	15	52	44.1%
合計	213	90	50	73	34.3%	278	72	53	153	55.0%	276	111	37	128	46.4%

※1 「重篤」とは、①3ヶ月以上の不登校、②いじめ、③来所面談10回以上のいずれかに該当するもの

図 1

## (2) 教育相談コーディネーターの役割

教育相談コーディネーターは、チームの責任者としてリーダーシップを発揮しなければならない。チームの立ち上げから、ケースの終結によるチームの解散までの相談プロセスをマネジメントしていく必要がある。

### ① 情報収集

校内からなるべく幅広く情報を集め、気がかりな児童・生徒についてスクリーニング（ふるいにかける）していく。その中から早期支援、対応の可能性のあるケースには、前述の「初回面談の聞き取り」の項目を参考にして、きめ細かく情報を収集する。場合によっては、SCやSSWが聞き取りをすることもあるが、基本的には、教育相談コーディネーターが行う方がよい。聞き取りには「傾聴」などのスキルを身につけておくことが必要である。集まった情報は一元的に管理し、チームのメンバーで共有していく。

### ② 初動段階でのアセスメント

教育相談コーディネーターは、集めた情報から早期支援、対応が必要かどうかをアセスメントする。必要と判断した場合には、管理職に報告を行い判断を仰ぐ。チームで対応することになれば、関係教員を編成し、必要に応じて外部の専門家を入れる。初動段階では迅速な対応が必要であるため、チーム編成はなるべく機動性を重視して少人数にする。支援経過によっては、初動段階のチームから拡大していてもよい。

### ③ ケース会議のファシリテーション（話し合いを促進すること）

外部の専門家がケース会議に入る場合、意見の相違が見られることが多い。SCは、本人の精神的な自立を促すような働きかけを目指すし、SSWは他のいろいろな機関の支援につなげて、環境調整を図ろうとする。よって、目標設定においては、教員は短期的に目標を設定しようとするが、SCは長期的に目標を設定しようとする傾向がある。また、手立てにおいては、教員は内部の支援によって解決を図ろうとするが、SSWは、外部の支援も含めて解決を図ろうとする。教育相談コーディネーターは、このような意見の相違を調整して、チームの方向性を統一していく必要がある。基本的には、「いつのタイミングで」、「だれがどのような支援を」行うかをチーム内で明確にしていくことである。

### ④ 相談経過の把握と連携の促進

同時進行で進んでいく短期目標に沿った手立ての支援計画の進捗状況を把握し、その評価をチーム内で共有していく。ある短期目標が達成されたならば、次の段階の手立てに移るよう、チームのメンバーに指示することも必要である。

⑤ 情報管理

複数のメンバーがアクセスできる状態にある情報は、漏洩のリスクもある。チーム内での共同守秘義務を徹底し、個人情報の保護に努めなければならない。ケースが終結して一定期間を経たら、一元管理していた情報について、適切にデータの消去、廃棄をすることをルール化する必要がある。

(3) 効率的なケース会議の持ち方

ケース会議には、3つのフェーズ（段階、局面）がある。①情報共有（教育相談コーディネーターが、集約した一次情報とメンバー各自が持っている情報のすりあわせ）、②見立て（不適応の状態とその要因の分析）、③手立て（長期目標、短期目標の設定、支援内容の立案）である。3つのフェーズごとにチーム内の合意がないと、議論が前後してしまい効率的な議事運営ができなくなる。各フェーズでチーム内を統一しながら、3つのフェーズでの結論に論理的な整合性をとりながら進める必要がある。

このような議事進行や思考パターンは、各メンバーが理解できている必要がある。ある程度の習熟も必要であるので、チームでのカンファレンスを繰り返すことで効率性は高まってくる。

会議では情報が不足しているために見立てや手立ての議論がまとまらない場合もある。しかし、このような場合でも暫定的な結論を出すことが必要である。なぜなら、教育相談における問題には一定の確実な答えはなく、ケースバイケースであるからである。実際に手立てをしてみて、失敗であった、成功であったと分かることが多く、常に試行錯誤で進めていかなければならない。大事なことは、チーム内で合意している見立てと手立てに従って行動し、それらを相互に評価しながら、修正し、新たなプランで実行するというサイクルで問題解決を図っていくことである。問題が終結するまでは、常に暫定的な見解であることを各自が意識して相談業務を遂行していくことが大事である。

(4) チーム内の情報の共有の在り方

ケース情報については、チームのメンバーにのみアクセス権限が許可されている状態にしておくことが望ましい。ファイルは拡張性のある形式にして、メンバーが追記できるようにする。ファイルの形式は前述の1の(1)の①で列挙した「基本情報」と「相談経過」の2つの部分から構成される。基本情報の中で、不明のものはブランクのままにしておき、相談の過程で明らかになれば追記していく。ケースによって注目すべき項目に差があるために、定型的な枠は設けずに、情報量は自由にしておく。

「相談経過」については、各メンバーが支援内容を時系列で書き込んでいくが、その時の見立てや新しい手立ても書き、それらをSCやSSWが評価できるようにしておく。

## 2 学校危機に対応するための緊急サポートチーム

(1) 危機支援マニュアルの活用について

今年度、作成したマニュアルに沿ってサポートチームが派遣された事案について検証する。

A校より危機支援の依頼がある。学校管理下ではない生命に関わる事故であるため学校危機の衝撃度レベルは[小規模 II]であると判断する。A校からの主な依頼内容は、発生した事案による影響のために多数の子どもへの心理面談が必要と判断したため臨床心理士を派遣してほしいというものである。当センターでは、この事案に介入が必要であると判断する。

・派遣1日目

事案が発生してから3日後の連絡・派遣依頼である。課長、技術職（心理）、SCが派遣し、学校の教育相談コーディネーター、養護教諭と、支援内容について話し合う。学校からは、同時期に多数の

子どもの心の支援をどのように行っていけばよいか、という質問がある。まずは、子どもの心理状態を把握するために、「こころの健康調査票」をすべての子どもに実施することを助言する（「こころの健康調査票」については資料1を参照）。チェックボックスの上から3つの項目のうち1つ、もしくは全体で3つ以上のチェックがある子どもをスクリーニングして、面談を行うことにする。

また、「とつぜん身近に不幸な出来事が起こったら、どういった心身の状態を経験するか」といった内容のプリントをすべての子どもに配布することを助言する。学校ではこのような心理教育をする機会がないため、担任らからもプリントの内容についてホームルームなどで説明してもらい、心理的に困ったことがあれば相談できる人がいることを紹介してもらおう。保護者に対しては、家庭においてしばらくの間は子どもを注意深く見ることを依頼するプリントを配布することを助言する。

・派遣2～5日目

当センターから、教員、技術職（心理）、SCが毎日2名ずつ支援に行く。学校で、「こころの健康調査票」の配布、アンケートの中身についてチェックを行うよう依頼する。スクリーニングで該当した子どもに対し、約15分の面談を行う。学校の教育相談コーディネーター、養護教諭、所員で割り振り、3日間に渡って対象者全員の面談を行う。面談では、自責感情、身体不調、不安感を訴える子どもが多くみられる。子どもたちに対し、相談者に自分のことを話してくれたことをねぎらい、心配な時にはいつでも相談できることを伝え、特に落ち込みが激しかったり、怒りの念が強かったりする子どもについては、継続して面談を行うように勧める。また、担任に対しては、気になる子どもがいれば、面談を勧めるよう依頼する。

・派遣5～10日目

前回の面談で、2回目の面談が必要であると判断した子どもに対し、面談を行う。事案発生より1～2週間ほど時間が経つと、冷静に振り返ることができる子どもが増えたと面談者らは感じる。面談の中で怒りや悲しみ、自責感情を語ることができたり、日常生活が少しずつ戻ってくることで、落ち着きを取り戻してきたりする子どもは多いと感じる。今後は、学校の教育相談担当教員に注意深く見守ってもらい、気がかりな子どもがいた場合には再度連絡をしてもらう。

・事案発生より1ヵ月後

1ヶ月ほど経った頃に、症状が現れる場合もあることから、再度「こころの健康調査票」をすべての子どもに対し行う。その中で、1回目と同様のスクリーニングの方法をとり、該当した子どもに対し、学校教員、当センター職員にて面談を行う。該当者は数名である。面談の中で自分の気持ちを語る事ができており、継続面談に繋がる子どもはいない。今後、また気になる子どもについては個別に連絡をもらうこととし、一旦危機対応の支援としては終結とする。

(2) 実際に危機支援マニュアルを活用して

今回の事案では、当該校の校長が中心となって、当センター、教育委員会などの外部の機関も含めた「チーム学校」で対応にあたった。しかし、学校全体の方針や動きについては学校の教育相談コーディネーターから伝えられるだけで、十分な情報ではなかった。緊急サポートチームの役割は子どもの心のケアに限定されていたが、子どもへの対応に相談者自身が不安を感じる場面もあった。「チーム学校」内での情報共有が十分でなかったことや学校との連携が足りなかったことなどが反省される。校長や教育相談コーディネーターと緊密に連携し、全体の情報を把握しながら相談活動が行う必要があった。また、事件発生時の緊急対応だけでなく、予防的教育や再発防止のための体制づくりへの指導・助言も、これから当センターに求められていくであろう。それら一連の総合的な対応についても整備していかなければならない。



<資料1 「心の健康調査票」>

こころの健康調査票

今回、私たちにとって、とても辛い事件（事故）が起こりました。この事件・事故など緊急事態のことを知ってからあなたの状態にあてはまる項目の□に V をつけてください。

- 事件（事故）のことが頭から離れない。
- 事件（事故）についての夢をみた。
- 事件（事故）のことを早く忘れてしまいたい。
- よく眠れない。
- なかなか集中できない。
- 怒りっぽくなっている。
- いらいらする。
- 日常生活をするのがやっつである。
- ときどき無感覚（何も感じない状態）になる。
- 緊張していて、神経質になっている。
- 気持ちが落ち込む。
- 物音などに対して敏感になっている（ちょっとした音にも驚く）。
- 人に自分の気持ちがわかってもらえない感じがする。
- 自分を責めてしまう。
- 人が信じられない。
- 立ち直れないのではないかと心配である。
- 食欲がない。
- お腹の調子がよくない。
- 身体がだるい。
- 頭が痛い。

今の気持ち

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_年\_\_\_\_組 氏名\_\_\_\_\_

## V 研究のまとめ

### 1 チームで機能するための教育相談体制

「教育・心理・福祉の専門家の協働によるチーム支援の在り方」についてのユニット研究は、平成29～31年度の3年間の計画で行う予定である。本年度はユニット研究の1年目であり、当センターに外部人材を活用した「チーム学校」のモデルをつくり、新しい教育相談体制のプラットフォーム（システムを動かすための土台）を構築するための実践研究を行った。①SC、SSWの活用、②教育相談コーディネーターの機能、③ケース会議を軸とした教育相談活動、という3本の柱で基本にして研究を進めた。

平成30年度には、この研究成果を生かして、本所が実施している通信型研修の教育相談講座に「チーム学校」の内容で開設して、県下の教職員に発信する予定である。教育相談担当者のみならず、管理職や一般の教員が視聴することで教育相談コーディネーターの役割や「チーム学校」で行うことの重要性を周知したい。また、現状として「チーム学校」の一員としてSCやSSWなどの外部の専門家を十分に機能させている学校は少ない。「チーム学校」を定着させるためには、学校からのアプローチだけでなく、外部の専門家からの働きかけも必要である。教育相談を「チーム学校」化するスキルをもった外部の専門家を養成する必要がある。県教育委員会と連携しながら、SC、SSWの研修講座の充実に寄与したい。

3年目には、市町教育委員会、適応指導教室、福祉・警察・就労などの相談機関を含めた「チーム学校」のネットワークの拡大を考えていきたい。

### 2 学校危機に対応するため緊急サポートチーム

迅速な対応という面から評価すると、事前に所員が危機支援マニュアルを理解し、共有していたため、緊急時の動きを事前にイメージできていて、緊急対応を適切に行えた。支援内容の面から評価すると、子どもへの心のケアの依頼など緊急サポートチームの機能の一部分への依頼が多く、部分的な支援になってしまった。危機支援マニュアルでは事案全般への支援を想定している。

今後も定期的にマニュアルの確認しながら、所員によるシミュレーションを継続的に行う予定である。個々の事案にあてはめながら、具体的な危機対応が適切であるかを検証して、学校危機対応能力を高めていきたい。また、今後は学校や連携機関に当センターの機能を周知して、事件対応全般に関する助言を行えるようにしていきたい。

#### 《引用文献》

○文部科学省(2017)『児童生徒の教育相談の充実について（通知）』

#### 《参考文献》

○教育相談等に関する調査研究協力者会議(2017)『児童生徒の教育相談の充実について ～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）』

○次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース(2016)『学校 現場における業務の適正化に向けて』

○文部科学省(2010)『生徒指導提要』第5章

○文部科学省(2017)『平成28年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について』

○文部科学省(2011)『子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き』

○埼玉県立総合教育センター(2008)『学校における緊急支援体制の確立～心的ケアの観点から～』

○福岡県臨床心理士会(2005)『学校コミュニティへの緊急支援の手引き』